

議案第46号

基山町職員定数条例の一部改正について

基山町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町職員定数条例の一部を改正する条例

基山町職員定数条例（昭和24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「130人」を「134人」に改め、同条第6号中「31人」を「27人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構改革を平成29年4月1日付けで実施することに伴い、町長の事務部局の職員数及び教育委員会の事務部局の職員数を再配置する必要があるため、基山町職員定数条例を改正する必要がある。

平成28年12月13日原案可決